

25. 外国船舶監督業務(PSC)の現況

国際航海に従事する船舶は、海上における人命の安全や海洋環境の保全を図るため、構造・設備、並びに乗組員の資格・当直体制・労働条件等に係る基準を定めた国際条約(SOLAS、MARPOL、STCW、MLC条約等)に適合することが要求されている。そして、旗国(船舶登録国)には、これらの基準に適合することを確保するために必要な措置をとることが義務付けられている。

しかし、その義務を十分に果たせない旗国があり、基準に適合していない船舶(サブスタンダード船)が存在し、それらによる海上交通の阻害や海洋汚染の発生等が問題視されてきた。1970年代には海難に伴う大規模な環境汚染が多発し、サブスタンダード船排除の気運が高まり、1981年国際海事機関(IMO)は「PSC(ポート・ステート・コントロール、寄港国検査)の監督手続き」を採択、PSCが寄港国の権限として認められた。

我が国は1983年からPSCを実施しており、人的要因による海難の発生も多いことから、船舶設備にかかるハード面の検査に加え、安全や環境保全に関わる乗組員の習熟度や安全管理システム(ISM)にかかるソフト面の検査も実施している。

近年、海洋環境保護等を目的とした新条約の発効や規制強化が相次いでおり、PSCではこれらの取組の実効性を確保するための検査も実施している。

2017年 海洋生態系の保全を目的としたバラスト水管理条約の発効

2020年 人の健康や環境への悪影響を低減するため、燃料油中の硫黄分濃度の規制強化

2023年 船舶からの二酸化炭素の排出を抑制するための新規制の発効

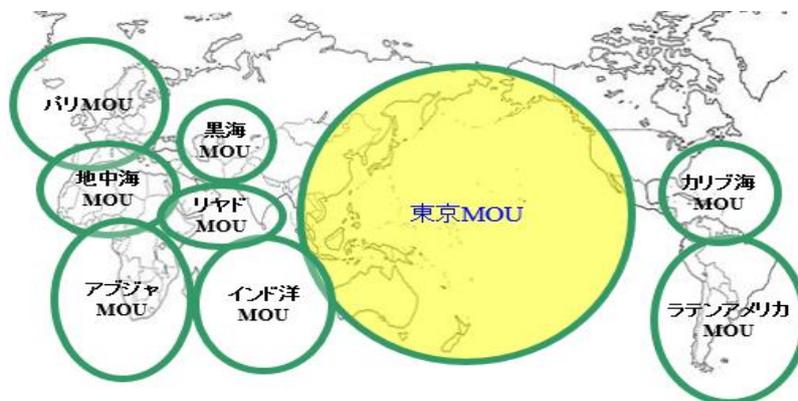
・PSCにおける地域協力体制

ヨーロッパでは1982年に14ヶ国が、「PSCに関する覚書及び宣言文(パリMOU)」を採択し、地域内でのPSCの協力体制を確立させることで、サブスタンダード船の排除へ成果を収めた。

それを受けて、1993年、アジア太平洋地域でも同様の覚書「アジア・パシフィック地域におけるPSCの地域協力に関する合意(東京MOU)」が採択され、我が国はその主導国として活動している。東京MOUは、毎年、パリMOUと連携して集中検査キャンペーン(CIC)を実施する等、他のMOUとも協力関係にある。

例年、東京MOU加盟国のPSC検査官一般研修(GTC)が国内で実施されており、九州運輸局においても講師派遣等の協力を行っている。この他、当局では東京MOU等から依頼を受けて、外国人研修生の受入れも行っている。(令和4年度はCOVID-19拡大の影響により、外国人研修生の受入れは中止された。)

PSCの地域協力体制



※東京MOUメンバーは、オーストラリア、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、マーシャル諸島、ニュージーランド、パナマ、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、バヌアツ及びベトナムの21の国・地域です。
(2022年12月末現在)